

事務連絡  
令和4年9月16日

都道府県  
各指定都市  
中核市

衛生主管部（局）  
障害保健福祉主管部（局）

御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（4回目接種）に係る実施状況調査への依頼について

平素より、障害福祉施策の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「障害者支援施設等及び精神科病院における新型コロナワクチンの4回目接種について」（令和4年5月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）にて、障害者支援施設等における4回目ワクチン接種の実施について御連絡差し上げたところです。

今般、目下の感染状況を踏まえ、4回目接種実績及び見込みに関する調査を実施したく、下記のとおり御依頼申し上げます。

障害者支援施設への4回目接種に関しては、衛生主管部局と障害保健福祉主管部局が連携して実施して頂いているところかと存じますが、調査の実施に当たり、両部局が必要な情報を共有するなどの連携の下、本調査へ御対応いただきますようお願いいたします。

記

調査対象：

管内の指定権限を有する障害者支援施設

調査内容・方法：

8月末時点での4回目接種実績及び9月末以降の見込みに関する調査を

「利用者」「従事者」に分けて実施するため、各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、管内の指定権限を有する障害者支援施設へ別添調査表のうち「配布用」を配布の上、各施設からの回答を「取りまとめ用」に取りまとめた上で、下記の提出先に提出ください。

言葉の定義：

- 「4回目接種」について：新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）に対応した従来の1価ワクチンによる4回目接種又は新型コロナウイルスのオリジナル株とオミクロン株に対応した2価ワクチンによる4回目接種をいう。
- 「接種終了」について：希望する接種対象者に対して、施設単位での接種の機会を設けることを「接種終了」という。  
なお、接種を希望しない方は接種対象者に含めません。また、3回目接種が個別の事情（例えば急な発熱等）により遅く、他の希望者と同時に接種を行えない場合等も対象者に含めなくて差し支えありません。
- 「住民接種」について：施設単位での接種ではなく、住民接種で対応する方針であったことが確認できる場合には、「住民接種」として下さい。  
なお、「住民接種」による対応の場合は、「市町村が設置する集団接種会場において接種を行った」又は「かかりつけ医等において個別に接種した」等、実際の接種体制についても回答いただけますと幸いです。

今回の調査の集計結果については、公表を予定しているとともに、必要に応じて自治体毎の状況も公表する可能性があることについて、予め御留意いただきますようお願いいたします。

- 提出期限：令和4年9月29日（木）15時
- 提出先：[hourei-shougaiiaa@mhlw.go.jp](mailto:hourei-shougaiiaa@mhlw.go.jp)  
(厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係)
- 別添様式をメールにて御提出願います。
- メール件名：【都道府県・指定都市・中核市名】障害者支援施設での4回目接種の実施状況について

以上